

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

1	森林計画区の概況	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の現況	1
(4)	産業別総生産額	2
(5)	産業別就業者数	2
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	3
(2)	制限林普通林別森林資源表	5
(3)	市町村別森林資源表	6
(4)	所有形態別森林資源表	8
(5)	制限林の種類別面積	10
(6)	樹種別材積表	11
(7)	森林の被害	12
3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別面積及び森林所有者数	13
(2)	森林経営計画の認定状況	13
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	13
(4)	-1 森林組合の現況	14
(4)	-2 生産森林組合の現況	14
(5)	林業事業体等の現況	15
(6)	林業労働力の概況	15
(7)	林業機械化の概況	16
(8)	作業路等整備の概況	16
4	前期計画の実行状況	
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	17
(2)	間伐面積	17
(3)	人工造林・天然更新別面積	17
(4)	林道の開設及び拡張の数量	17
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	17
5	林地の異動状況	
(1)	森林より森林以外への移動	18
(2)	森林以外より森林への移動	18
6	森林資源の推移	
	分期別期首資源表	19
7	その他	
(1)	スギ人工林間伐の目安	20
(2)	スギ一般材・良質材生産施業基準	21
(3)	市町村等による森林の整備の推進	25
8	用語の解説	

※参考資料で特に出典のないものは、森林整備課の資料です。

# 1 森林計画区の概況

## (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位(面積:ha, 比率:%)

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林③	民有林④		
総数	145,072	105,394	23,707	81,687	73	
内訳	由利本荘市	120,959	90,348	20,069	70,279	75
	にかほ市	24,113	15,046	3,638	11,408	62

注) 1 出典: ①国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」、③東北森林管理局計画課  
④林業木材産業課  
2 単位未満四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
3 表中符号は、次のとおりである。  
「空白」…該当のないもの。

## (2) 地況 I 計画の大綱-1 自然的社会的経済的背景及び森林計画区-(2) 自然的条件の ア及びイ参照のこと。

## (3) 土地利用の現況

単位(面積:ha, 比率:%)

区分	総数 ①	森 林			耕 地 ④		その他	備考
		計	国有林②	民有林③	計	うち田		
由利本荘市	120,959	90,348	20,069	70,279	12,800	10,400	17,811	
にかほ市	24,113	15,046	3,638	11,408	3,710	3,290	5,357	
計	145,072	105,394	23,707	81,687	16,510	13,690	23,168	
構成比	100	73	17	56	11	9	16	
対全県比	12	13	6	18	11	11	13	
全県	1,163,752	841,833	394,247	447,586	147,600	129,100	174,319	
県構成比	100	72	34	38	13	11	15	

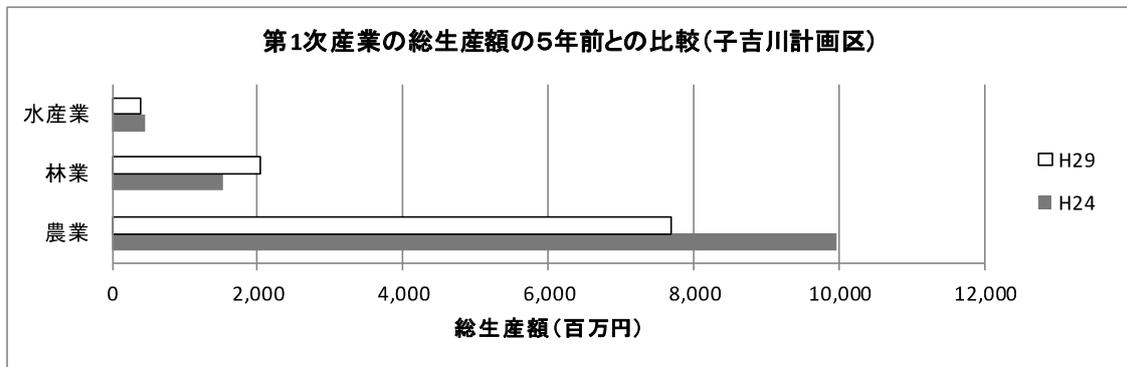
注) 1 出典: ①国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」、②東北森林管理局計画課  
④秋田県農林水産統計(令和2年3月)、耕地面積は平成30年  
2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
3 表中符号は、次のとおりである。  
「-」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

(4) 産業別総生産額

単位(総生産額:百万円、比率:%)

市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
由利本荘市	300,642	7,906	6,172	1,694	40	123,867	168,869
にかほ市	126,368	2,190	1,499	345	346	79,330	44,848
計	427,010	10,096	7,671	2,039	386	203,197	213,717
構成比	100	2	2	0	0	48	50
全県	3,582,658	115,269	101,298	12,254	1,717	866,866	2,600,523
県対比	12	9	8	17	22	23	8

- 注) 1 出典:平成29年度版「秋田県市町村民経済計算」。  
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。

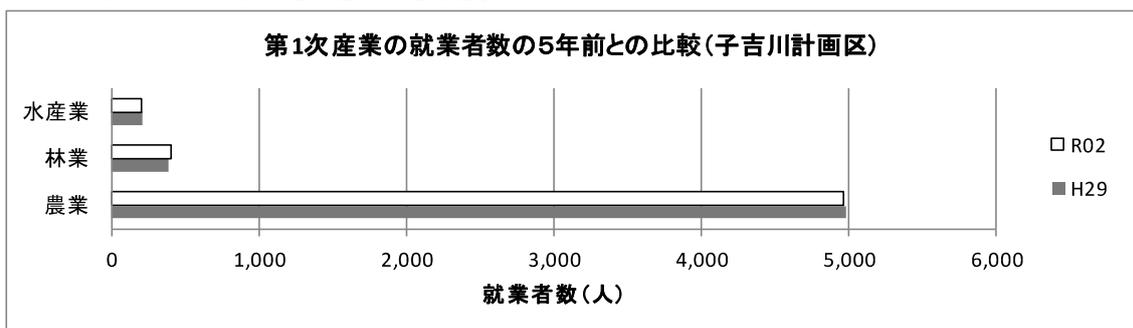


(5) 産業別就業者数

単位(就業者数:人、比率:%)

市町村	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
由利本荘市	38,878	4,328	3,949	346	33	11,879	22,288
にかほ市	12,300	1,245	1,014	61	170	4,825	6,181
計	51,178	5,573	4,963	407	203	16,704	28,469
構成比	100	11	10	1	0	33	56
全県	482,867	46,456	43,328	2,379	749	115,978	312,620
県対比	11	12	11	17	27	14	9

- 注) 1 出典:令和2年秋田県勢要覧  
 2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 3 表中符号は、次のとおりである。「-」…該当のないもの。「0」…掲載単位に満たないもの。  
 4 総数には「分類不能の産業」を含む。



2 森林の現況  
(1) 齡級別森林資源表

林種	施業方法	針広別	樹種	年間成長量	区分	総数	1齡級	2齡級	3齡級	4齡級	5齡級	6齡級	7齡級	8齡級	9齡級	10齡級	11齡級			
人	合 計			378,315	面積	80,754	565	676	591	451	724	1,046	1,954	4,521	5,570	9,521	11,421			
					材積	25,215,675	-	3,838	20,529	36,579	36,579	99,553	206,744	463,198	1,369,871	1,915,977	3,346,094	4,279,923		
				358,717	面積	48,539	399	516	372	588	887	1,578	4,140	4,940	8,207	13,202,126	1,828,477	3,026,983	3,868,696	
					材積	20,490,901	-	1,493	13,621	28,998	189,130	417,884	1,320,126	1,828,477	3,026,983	4,083	7,080	8,207		
				349,608	面積	45,035	291	409	266	537	872	1,554	4,083	4,832	7,080	1,307,872	1,798,042	2,989,038	3,792,788	
					材積	19,637,672	-	-	8,702	25,566	84,288	187,217	414,811	1,307,872	1,798,042	2,989,038	3,792,788			
				356,716	面積	48,225	398	509	372	556	878	1,573	4,133	4,933	7,202	8,461	13,176,776	1,825,837	3,013,810	3,848,063
					材積	20,376,128	-	1,221	13,621	28,363	187,305	416,449	1,317,676	1,825,837	3,013,810	3,848,063				
				347,936	面積	44,817	290	408	266	514	864	1,549	4,076	4,825	7,055	8,168	13,055,701	1,795,587	2,978,770	3,775,680
					材積	19,544,072	-	-	8,702	25,117	80,631	185,392	413,391	1,305,701	1,795,587	2,978,770	3,775,680			
				7,468	面積	2,896	15	31	55	10	3	9	26	45	109	277				
					材積	773,432	-	-	3,086	1,967	484	1,603	4,948	9,497	25,734	69,130				
				1,312	面積	511	93	71	52	32	11	15	31	63	38	16				
					材積	58,624	-	1,221	1,833	1,279	1,429	1,455	7,027	20,753	9,306	3,253				
				2,001	面積	314	1	6	-	8	31	8	5	7	38	53				
	材積	114,773	-	272	-	635	4,382	1,825	2,450	2,640	13,173	20,633								
1,672	面積	218	0	1	5	4	23	8	5	6	26	38								
	材積	93,600	-	-	-	449	3,657	1,825	2,171	2,455	10,268	17,108								
191	面積	71	0	-	-	-	2	-	0	0	13	14								
	材積	18,612	-	-	-	-	336	-	15	-	4	2,887	3,525							
138	面積	25	-	6	-	4	6	-	-	1	0	0	-							
	材積	2,561	-	272	-	186	389	-	-	279	181	18	-							
19,598	面積	32,215	166	160	218	128	137	159	375	381	630	2,281	2,908							
	材積	4,724,774	0	2,345	6,908	7,581	11,586	17,614	45,314	49,745	87,500	319,111	411,227							
148	面積	144	2	1	4	4	0	2	0	7	6	29	24							
	材積	20,885	-	14	146	219	15	268	902	851	4,364	3,672								
22	面積	11	-	-	-	-	0	-	0	0	1	3								
	材積	3,026	-	-	-	-	28	-	16	78	512	711								
126	面積	133	2	1	4	4	0	2	-	7	6	28	21							
	材積	17,859	-	14	146	219	15	240	886	773	3,852	2,961								
947	面積	1,151	1	7	0	2	0	0	0	2	5	84	174							
	材積	170,153	-	107	-	117	-	17	230	653	11,590	25,305								
120	面積	27	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	4							
	材積	12,041	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	999	1,827						
827	面積	1,123	1	7	-	2	-	0	0	2	5	82	170							
	材積	158,112	-	107	-	117	-	17	230	653	10,591	23,478								
18,503	面積	30,921	164	151	214	122	137	156	375	372	619	2,168	2,710							
	材積	4,533,736	-	2,224	6,762	7,245	11,571	17,329	45,295	48,613	85,996	303,157	382,250							
1,500	面積	504	7	10	70	4	2	2	1	1	6	7	24							
	材積	140,964	-	-	1,238	375	85	414	252	289	2,252	2,405	6,899							
17,003	面積	30,417	157	141	145	118	135	154	374	371	613	2,161	2,686							
	材積	4,392,772	-	2,224	5,524	6,870	11,486	16,915	45,043	48,324	83,744	300,752	375,351							

単位(面積:ha,材積:m<sup>3</sup>,竹:束)

林種	施業方法	針広別	樹種	区分	12齢級	13齢級	14齢級	15齢級	16齢級	17齢級	18齢級	19齢級	20齢級	21齢級以上
人	合計	面積		11,904	10,185	8,084	4,257	3,399	2,223	1,423	806	480	953	
		材積		4,134,225	3,243,197	2,300,839	1,053,415	925,590	645,089	456,840	261,825	146,442	305,907	
	人工林計	面積		7,146	4,935	2,999	1,035	981	705	524	334	161	223	
		材積		3,454,455	2,472,002	1,537,173	568,169	554,380	415,427	306,885	183,711	93,159	122,165	
	(内数)	針葉樹	スギ		6,475	4,266	2,485	913	874	632	461	261	131	143
			材積		3,275,563	2,283,574	1,389,789	532,870	523,555	393,497	287,405	163,486	83,776	95,833
		育成単層林計	面積		7,091	4,899	2,987	1,023	971	699	516	332	160	215
			材積		3,432,481	2,455,979	1,530,768	562,797	548,812	412,005	303,373	182,515	92,801	118,667
	育成	針葉樹	スギ		6,441	4,243	2,474	906	866	628	456	259	131	139
			材積		3,259,412	2,270,937	1,383,629	528,555	518,378	390,435	284,735	162,368	83,776	92,896
工	単層林	その他	面積		627	651	499	115	100	68	58	72	29	76
			材積		169,619	183,807	144,944	33,901	29,496	21,041	18,262	19,983	8,957	25,743
	広葉樹	面積		23	5	13	2	5	2	1	0	0	0	
		材積		3,450	1,235	2,195	361	938	529	376	164	68	28	
林	育成複層林計	面積		55	35	12	12	10	6	8	2	1	7	
		材積		21,974	16,023	6,405	5,372	5,568	3,422	3,512	1,196	358	3,498	
	育成	針葉樹	スギ		34	23	11	7	9	5	5	2	-	4
			材積		16,151	12,637	6,160	4,335	5,177	3,062	2,670	1,118	-	2,937
複層林	その他	面積		20	12	1	2	2	1	1	3	0	0	
		材積		5,550	3,373	245	585	391	360	842	78	358	63	
天然林	育成	広葉樹	面積		1	0	-	3	-	-	-	-	-	3
			材積		273	13	-	452	-	-	-	-	-	-
	天然林計	面積		4,757	5,251	5,086	3,222	2,418	1,518	899	473	318	730	
		材積		679,770	771,195	763,666	485,246	371,210	229,662	149,955	78,114	53,283	183,742	
	育成	育成単層林計	面積		14	6	13	9	20	20	3	0	0	0
			材積		2,165	1,077	1,972	1,544	2,975	578	50	6	67	
	単層林	針葉樹	面積		1	2	1	2	-	0	-	-	-	0
			材積		399	443	154	525	-	93	-	-	-	67
	天然	広葉樹	面積		12	4	12	7	20	0	0	0	0	-
			材積		1,766	634	1,818	1,019	2,975	485	50	6	6	-
育成	育成複層林計	面積		211	193	140	114	73	72	43	14	5	9	
		材積		29,133	26,989	21,260	18,398	11,353	11,482	8,240	2,579	792	1,889	
複層林	針葉樹	面積		2	3	5	5	-	2	3	-	-	1	
		材積		875	1,129	2,092	2,272	-	527	1,817	-	-	503	
天然	広葉樹	面積		209	190	135	109	73	70	40	14	5	8	
		材積		28,258	25,860	19,168	16,126	11,353	10,955	6,423	2,579	792	1,386	
生林	針葉樹	面積		4,532	5,052	4,932	3,099	2,325	1,443	856	458	313	721	
		材積		648,472	743,129	740,434	465,304	356,882	217,602	141,665	75,535	52,485	181,786	
広葉樹	針葉樹	面積		86	67	69	31	22	41	5	7	11		
		材積		26,613	22,833	26,286	9,849	8,641	10,259	15,024	1,596	2,169	3,485	
広葉樹	針葉樹	面積		4,446	4,985	4,863	3,068	2,304	1,411	815	453	307	710	
		材積		621,859	720,296	714,148	455,455	348,241	207,343	126,641	73,939	50,316	178,301	

区分	面積	材積
竹林	128	0

区分	面積	材積
無立木地	41.3	0
伐採跡地	392	0
合計	805	0

区分	面積	材積
立木竹地	80,882	25,215.675
無立木地	805	0
民有林合計	81,687	25,215.675

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 2 表中符号は、次のとおりである。  
 「-」…該当のないもの。  
 「0」…掲載単位に満たないもの。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	立地									
	総数					人工林				
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
総数	81,687	48,545	32,209	48,539	48,003	536	48,225	47,713	511	314
面積	80,754	48,545	32,209	48,539	48,003	536	48,225	47,713	511	314
材積	25,215,675	20,585,747	4,629,928	20,490,901	20,429,716	61,185	20,376,128	20,317,504	58,624	114,773
成長量	378,315	358,909	19,406	358,717	357,267	1,450	356,716	355,404	1,312	2,001
制限林	20,142	11,409	8,584	11,446	11,321	125	11,380	11,259	122	66
普通林	5,657,834	4,384,391	1,273,443	4,370,107	4,358,270	11,837	4,348,254	4,336,635	11,619	21,853
成長量	91,631	84,857	6,774	84,898	84,615	283	84,575	84,295	280	323
普通林	61,545	37,135	23,625	37,093	36,681	412	36,844	36,455	390	249
成長量	19,557,841	16,201,356	3,356,485	16,120,794	16,071,446	49,348	16,027,874	15,980,869	47,005	92,920
成長量	286,684	274,052	12,632	273,819	272,652	1,167	272,141	271,109	1,032	1,678

区分	立地										竹林			人工林率		
	天然林					人工林					計	無立木地	無立木地			
	育成単層林		育成複層林			育成単層林		育成複層林								
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	伐採跡地		無立木地	
総数	32,215	542	31,673	144	11	133	1,151	27	1,123	30,921	504	30,417	805	413	392	60%
面積	4,724,774	156,031	4,568,743	20,885	3,026	17,859	170,153	12,041	158,112	4,533,736	140,964	4,392,772	-	-	-	-
材積	19,598	1,642	17,956	148	22	126	947	120	827	18,503	1,500	17,003	-	-	-	-
成長量	88	88	8,460	49	1	48	149	7	142	8,349	80	8,269	7	41	100	57%
制限林	1,287,727	26,121	1,261,606	6,870	314	6,556	23,165	3,053	20,112	1,257,692	22,754	1,234,938	-	-	-	-
普通林	6,733	242	6,491	52	3	49	153	24	129	6,528	215	6,313	-	-	-	-
成長量	23,667	454	23,213	94	9	85	1,002	21	981	22,571	424	22,147	121	664	372	292
制限林	3,437,047	129,910	3,307,137	14,015	2,712	11,303	146,988	8,988	138,000	3,276,044	118,210	3,157,834	-	-	-	-
普通林	12,865	1,400	11,465	96	19	77	794	96	698	11,975	1,285	10,690	-	-	-	-

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。

(3) 市町村別森林資源表

区分	立										地									
	総数					人					工					林				
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹		
総数	81,687	48,545	32,209	48,539	46,003	536	48,225	47,713	511	48,225	47,713	511	314	289	314	289	25	25		
由利本荘市	25,215,675	20,585,747	4,629,928	20,490,901	20,429,716	61,185	20,376,128	20,317,504	58,624	20,376,128	20,317,504	58,624	114,773	112,212	114,773	112,212	2,561	2,561		
本荘市	70,279	69,547	28,090	41,465	40,981	483	41,244	40,776	468	41,244	40,776	468	220	205	220	205	15	15		
矢島町	21,761,292	17,715,725	4,045,567	17,642,813	17,588,632	57,181	17,557,915	17,502,822	55,093	17,557,915	17,502,822	55,093	84,898	82,810	84,898	82,810	2,088	2,088		
岩城町	3,527,677	3,527,677	3,066,154	3,066,154	3,031,484	4,321	3,012,916	3,008,743	4,173	3,012,916	3,008,743	4,173	22,889	22,741	22,889	22,741	148	148		
由利町	6,738	6,706	2,454	4,209	4,164	45	4,166	4,121	45	4,166	4,121	45	43	43	43	43	-	-		
西目町	2,162,795	1,810,358	352,437	1,803,100	1,799,474	3,626	1,787,390	1,783,764	3,626	1,787,390	1,783,764	3,626	15,710	15,710	15,710	15,710	-	-		
鳥海町	7,991	7,908	3,061	4,833	4,817	16	4,820	4,808	12	4,820	4,808	12	14	9	14	9	4	4		
東由利町	2,448,913	2,448,913	436,412	2,005,976	2,003,412	2,564	2,002,382	2,000,191	2,191	2,002,382	2,000,191	2,191	3,594	3,221	3,594	3,221	373	373		
大内町	2,198,403	2,198,403	260,574	1,937,994	1,931,148	6,846	1,926,543	1,919,697	6,846	1,926,543	1,919,697	6,846	11,451	11,451	11,451	11,451	-	-		
にかほ市	2,107	2,058	625	1,427	1,395	32	1,427	1,395	32	1,427	1,395	32	0	0	0	0	-	-		
仁賀保町	683,281	683,281	87,061	587,492	584,542	2,950	587,420	584,470	2,950	587,420	584,470	2,950	72	72	72	72	-	-		
金浦町	14,960	14,840	8,034	6,847	6,759	88	6,832	6,746	86	6,832	6,746	86	15	13	15	13	2	2		
象潟町	3,788,529	3,788,529	1,193,296	2,589,833	2,580,738	9,095	2,584,438	2,575,361	9,077	2,584,438	2,575,361	9,077	5,395	5,377	5,395	5,377	18	18		
仁賀保町	9,838	9,749	4,227	5,597	5,487	110	5,549	5,446	102	5,549	5,446	102	48	41	48	41	8	8		
大内町	3,065,915	3,065,915	599,110	2,474,691	2,453,457	21,234	2,457,573	2,437,846	19,727	2,457,573	2,437,846	19,727	17,118	15,611	17,118	15,611	1,507	1,507		
にかほ市	12,054	11,876	4,630	7,242	7,144	98	7,224	7,127	97	7,224	7,127	97	17	17	17	17	0	0		
仁賀保町	3,885,779	3,885,779	655,154	3,207,922	3,201,377	6,545	3,199,253	3,192,750	6,503	3,199,253	3,192,750	6,503	8,669	8,627	8,669	8,627	42	42		
仁賀保町	11,408	11,207	4,119	7,074	7,021	53	6,980	6,937	43	6,980	6,937	43	94	84	94	84	10	10		
仁賀保町	3,454,383	3,454,383	584,361	2,848,088	2,844,084	4,004	2,818,213	2,814,682	3,531	2,818,213	2,814,682	3,531	29,875	29,402	29,875	29,402	473	473		
金浦町	4,133	4,081	1,493	2,587	2,564	16	2,564	2,497	13	2,564	2,497	13	55	51	55	51	4	4		
象潟町	1,288,393	1,288,393	202,274	1,069,448	1,068,697	751	1,051,251	1,050,629	622	1,051,251	1,050,629	622	18,197	18,068	18,197	18,068	129	129		
象潟町	535	511	178	341	332	8	341	332	8	341	332	8	0	0	0	0	-	-		
象潟町	164,615	164,615	24,217	140,687	140,298	389	140,570	140,181	389	140,570	140,181	389	117	117	117	117	-	-		
象潟町	6,739	6,616	2,448	4,169	4,141	28	4,130	4,108	22	4,130	4,108	22	39	33	39	33	6	6		
象潟町	2,001,375	2,001,375	357,870	1,637,953	1,635,089	2,864	1,626,392	1,623,872	2,520	1,626,392	1,623,872	2,520	11,561	11,217	11,561	11,217	344	344		

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 「-」…該当のないもの。  
 「0」…掲載単位に満たないもの。  
 2 表中符号は、次のとおりである。  
 「-」…該当のないもの。

(3) 市町村別森林資源表のつづき

区分	立														地				竹林		単位(面積:ha,材積:m <sup>3</sup> ,竹:束)		人工 林率
	合計				天然				木				林		計	無立木地	伐採跡地	無立木地					
	針葉樹		広葉樹		計		針葉樹		広葉樹		計		天然生林										
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹								
総数	32,215	542	31,673	144	11	133	1,151	1,123	30,921	504	30,417	128	805	413	392	59%							
由利本荘市	4,724,474	156,031	4,568,443	20,885	3,026	17,859	170,153	158,112	4,533,736	140,964	4,392,772	31	31	31	—	—							
本荘市	3,281	115	3,166	18	6	13	25	155,415	3,931,557	115,430	3,816,127	28	28	28	—	59%							
矢島町	491,872	34,670	457,202	3,177	1,429	1,748	3,523	3,523	485,172	33,241	451,931	—	—	—	—	68%							
岩城町	359,695	10,884	348,811	3,879	—	3,879	7,125	7,125	348,691	10,884	337,807	1	31	6	24	62%							
由利町	442,937	9,089	433,848	1,067	—	1,067	5,783	5,783	436,087	9,089	426,998	2	2	2	—	60%							
西目町	260,409	6,681	253,728	1,822	—	1,822	10,249	10,249	248,338	6,681	241,657	3	3	3	—	69%							
島海町	95,789	11,678	84,111	—	—	—	84	84	95,705	11,678	84,027	4	4	4	—	68%							
東由利町	1,198,696	14,495	1,184,201	6,540	—	6,540	100,848	93,799	1,091,308	7,446	1,083,862	5	5	5	—	46%							
大内町	591,224	13,348	577,876	1,367	410	957	11,202	8,010	578,655	9,746	568,909	6	6	6	—	57%							
こがま市	677,857	29,248	648,609	1,984	1,153	831	28,272	26,842	647,601	26,665	620,936	7	7	7	—	60%							
仁賀保町	606,295	25,938	580,357	1,049	34	1,015	3,067	2,697	602,179	25,534	576,645	3	135	38	97	62%							
金浦町	218,945	17,422	201,523	271	34	237	2,570	2,200	216,104	17,018	199,086	—	—	—	—	62%							
象潟町	2,447	27	2,420	6	—	6	4	4	2,437	27	2,410	36	87	24	64	64%							
合計	363,422	8,416	355,006	769	—	769	497	497	362,156	8,416	353,740	2	2	2	—	—							

注) 1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。 「0」…掲載単位に満たないもの。



(4) 所有形態別森林資源表のつづき

区分	立										地										竹林			更新 困難地	人工 林率
	天					木					林					計	伐採跡地	無立木地							
	合計		育成単層林			育成複層林			計		天然生林														
	計	広葉樹	針葉樹	計	広葉樹	針葉樹	計	広葉樹	針葉樹	計	広葉樹	針葉樹	計												
総数	面積 材積	32,215 4,724,763	542 156,031	31,673 4,568,732	144 20,885	111 3,026	133 17,859	1,151 170,153	27 12,041	1,123 158,112	504 140,964	30,417 4,322,761	413 -	392 -	805 -	128 -	413 -	392 -	60%						
公有林計	面積 材積	5,760 842,685	199 37,410	5,561 805,275	38 5,370	2 648	36 4,722	58 8,788	4 1,125	55 7,663	192 35,637	5,471 792,890	121 -	119 -	239 -	3 -	121 -	119 -	64%						
県	面積 材積	586 85,123	26 7,336	559 77,787	2 369	0 95	2 274	9 1,207	9 -	9 1,207	26 7,241	548 76,306	17 -	12 -	29 -	0 -	17 -	12 -	52%						
市町村	面積 材積	4,678 686,316	164 28,676	4,514 657,640	33 4,508	314 -	32 4,194	49 7,477	4 1,125	45 6,352	159 27,237	4,437 647,094	103 -	100 -	203 -	2 -	103 -	100 -	65%						
財産区	面積 材積	491 70,596	8 1,398	484 69,198	3 493	1 239	2 254	104 -	1 -	104 -	7 1,159	68,840 -	0 -	7 -	7 -	1 -	0 -	7 -	59%						
学校	面積 材積	5 650	- -	5 650	- -	- -	- -	- -	- -	- -	5 650	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	71%						
私有林計	面積 材積	26,455 3,882,078	344 118,621	26,112 3,763,457	106 15,515	8 2,378	98 13,137	1,092 161,365	24 10,916	1,069 150,449	312 105,327	24,945 3,599,871	292 -	273 -	565 -	125 -	292 -	273 -	59%						
森林総合 研究所	面積 材積	405 55,485	0 20	405 55,465	8 892	- -	8 892	167 -	1 -	167 -	0 20	54,406 -	- -	9 -	9 -	- -	- -	- -	87%						
林業公社	面積 材積	725 99,835	1 313	724 99,522	20 2,873	- -	20 2,873	6 870	6 313	5 557	699 96,092	- -	- -	19 -	19 -	6 -	19 -	- -	82%						
慣行共有	面積 材積	3,568 527,240	50 20,604	3,518 506,636	13 1,806	1 318	12 1,488	107 15,173	- -	107 15,173	49 20,286	3,400 489,975	43 -	17 -	60 -	2 -	43 -	17 -	45%						
記名共有	面積 材積	2,915 439,388	26 7,208	2,889 432,180	4 649	1 179	3 470	91 14,005	4 1,705	88 12,300	21 5,324	2,799 419,410	42 -	13 -	55 -	4 -	42 -	13 -	37%						
森林組合	面積 材積	282 41,656	6 1,919	276 39,737	- -	- -	- -	7 924	- -	7 924	6 1,919	270 38,813	- -	2 -	2 -	- -	- -	- -	48%						
社寺	面積 材積	163 24,124	3 932	160 23,192	0 23	0 23	- -	1 243	0 75	1 168	2 834	159 23,024	0 -	1 -	1 -	2 -	0 -	1 -	70%						
林	面積 材積	1,337 194,687	19 7,969	1,318 186,718	4 590	0 34	4 556	70 10,124	- -	70 10,124	19 7,935	1,244 176,038	15 -	6 -	21 -	0 -	15 -	6 -	51%						
会社	面積 材積	1,043 146,260	26 7,505	1,017 138,755	24 3,643	0 72	24 3,571	46 6,533	2 852	44 5,681	974 136,084	949 129,503	21 -	89 -	110 -	0 -	21 -	89 -	60%						
個人	面積 材積	15,997 2,350,516	211 71,717	15,786 2,278,799	32 5,039	6 1,752	26 3,287	764 113,326	17 7,971	747 105,355	188 61,994	15,013 2,170,157	170 -	51 -	221 -	111 -	170 -	51 -	60%						
その他	面積 材積	20 2,887	2 434	18 2,453	- -	- -	- -	20 2,887	- -	- -	2 434	18 2,453	- -	66 -	66 -	0 -	66 -	- -	65%						

(5) 制限林の種類別面積

単位(面積:ha)

区分	保安林				国立公園				国定公園				県立公園				自然公園計	保安施設地区	地域の特 別環境保 全地区	特別保護 地区	都市計画 風致地区	天然記念 物	砂防指 定地	崩壊危 険地区	合計			
	水源かん 養	土砂流出 防備	土砂崩壊 防備	その他	計	特別保 護区	第1種特 別地区	第2種特 別地区	第3種特 別地区	小計	特別保 護区	第1種特 別地区	第2種特 別地区	第3種特 別地区	小計	第1種特 別地区										第2種特 別地区	第3種特 別地区	小計
総数	12,298	3,453	290	747	<16,537>		0	0	0	16,787		29	1,263	3,404	4,695	4,696	4	136	73	75	1,087	51	(17,785)					
由利本荘市	9,988	3,097	248	522	<13,600>		0	0	0	13,855		29	231	861	1,121	1,121	4	136	56	23	994	48	(14,694)					
本荘市	1,016	306	1	100	<1,423>					1,423							2	25	56		321	10	(1,784)					
矢島町	1,629	757	48	6	<2,190>					2,440			26	406	432	432				19	81	7	(2,297)					
岩城町	709	273	10	99	<1,086>					1,090										1	293	6	(1,385)					
由利町	744	341	28	76	<1,189>					1,189							3	88		3	42	6	(1,299)					
西目町		7	18	98	<123>					123								22					(146)					
島海町	4,656	1,115	90	42	<5,903>		0	0	0	5,903		29	205	455	689	689					166	14	(6,002)					
東由利町	495	102	17	30	<645>					645											19	2	(665)					
大内町	738	197	37	71	<1,042>					1,042											72	3	(1,118)					
にかま市	2,310	355	42	225	<2,937>					2,932			1,032	2,543	3,574	3,574			17	51	93	4	(3,091)					
仁賀保町	429	292	18	130	<876>					869											16	64	(945)					
金浦町				16	<16>					16										17	4	3	(40)					
象潟町	1,881	63	24	79	<2,045>					2,048			1,032	2,543	3,574	3,574				31	29		(2,105)					
																							5,682					

注) 1 保安林計の上段<>は保安林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。  
 2 合計の上段( )は制限林同士の重複を除いた実面積、下段は延べ面積である。  
 3 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。  
 4 表中符号は、次のとおりである。 「0」…掲載単位に満たないもの。 「空白」…該当のないもの。

(6) 樹種別材積表

	単位(材積:千m <sup>3</sup> , 構成比%)																
	針葉樹					広葉樹					小計	合計					
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	小計	ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ	ケヤキ	ハンノキ	サクラ	キリ	ニセアカシア	その他広葉樹	小計	合計
材積	19,693	815	67	11	20,586	222	1	76	7	3	1	1	35	4	4,280	4,630	25,216
構成費	(95.7%)	(4.0%)	(0.3%)	(0.1%)	(100.0%)	(4.8%)	(0.0%)	(1.6%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.8%)	(0.1%)	(92.4%)	(100.0%)	
	78.1%	3.2%	0.3%	0.0%	81.6%	0.9%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	17.0%	18.4%	100.0%
材積	19,638	719	66	7	20,430	1	0	2	6	3	1	1	35	2	10	61	20,491
構成費	(96.1%)	(3.5%)	(0.3%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.9%)	(0.1%)	(3.4%)	(10.0%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.0%)	(57.8%)	(3.6%)	(16.3%)	(100.0%)	
	95.8%	3.5%	0.3%	0.0%	99.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
材積	55	96	1	4	156	222	0	74	1	0	-	-	0	2	4,270	4,569	4,725
構成費	(35.4%)	(61.5%)	(0.7%)	(2.4%)	(100.0%)	(4.9%)	(0.0%)	(1.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(93.5%)	(100.0%)	
	1.2%	2.0%	0.0%	0.1%	3.3%	4.7%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.4%	96.7%	100.0%

(注) 1 構成費の上段( )は、針葉樹・広葉樹別における構成比、下段は全体における構成比である。

1 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

2 表中符号は、次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

「0」…掲載単位に満たないもの。

(7) 森林の被害

市町村名	山火事 ①						松くい虫 ②			ナラ枯れ ③			気象害 ④		
	H29		H30		R1		H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
由利本荘市	4	1	2	0	4	5	20	30	17	19	8	6	0	0	0
にかほ市	0	0	3	4	0	0	44	101	24	9	7	3	0	0	0
計	4	1	5	4	4	5	65	131	41	28	14	10	0	0	0
全県	31	8	28	12	30	10	1,626	1,797	1750	134	58	79	2	110	0
県対比(%)	13%	11%	18%	30%	13%	48%	4%	7%	2%	21%	25%	12%	10%	0%	0%

注) 1 出典: ①総合防災課、林業木材産業課 ②、③森林整備課 ④林業木材産業課

2 単位未満は四捨五入のため、計は必ずしも一致しない。

3 表中符号は、次のとおりである。

「空白」…該当のないも 「0」…掲載単位に満たないもの。

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林面積規模別林業経営体数

(単位:経営体数)

市町村	計	保有規模								
		保有山林なし	3ha未満	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50~100ha	100ha以上
計	721	9	4	205	231	148	42	39	29	14
由利本荘市	660	7	2	188	212	138	41	36	28	8
にかほ市	61	2	2	17	19	10	1	3	1	6

注) 1 出典:農林水産省大臣官房統計部「2015年農林業センサス」

2 表中符号は次のとおりである。

「-」…該当のないもの。

#### (2) 森林経営計画等の認定状況

(単位 件数:件 面積:ha)

区分	件数	面積(A)	認定対象森林	認定率%
			(B)	(A/B)
由利本荘市	74	27,474	70,162	39%
にかほ市	12	1,822	11,415	16%
子吉川計画区計(a)	86	29,296	81,577	36%
県計(b)	439	182,071	447,262	41%
割合(a/b)%	20%	16%	18%	—

[資料] 1. 各市町村、地域振興局及び森林整備課の認定台帳による。

(平成31年3月31日現在)

2. 総計は四捨五入のため一致しない。

3. 認定対象森林はH29林野庁「森林資源の現況」データによる。

#### (3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

(単位 件数:件 面積:ha)

区分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	1	18	0	0	
由利本荘市	1	18	0	0	
にかほ市	0	0	0	0	

出典 森林整備課

## (4) - 1 森林組合の現況

区分	組合名	組合員数	専従 職員数	払込済 出資金	組合員所有 森林面積	労務班 員数	販売 (立木・木材)	林産 (木材)	利用 (新植)	利用 (保育)	備考
総数	組合 1	人 5,563	人 41	千円 387,616	ha 52,540	人 51	m3 62,588	m3 35,510	ha 46	ha 1,584	
由利本荘市	本荘由利森林組合	5,563	41	387,616	52,540	51	62,588	35,510	46	1,584	
にかほ市	仁賀保市 金浦町 象潟町										

注) 出典：平成30年度「森林組合の現況」秋田県林業木材産業課

## (4) - 2 生産森林組合の現況

区分	生産組合名	組合員数	役職員数	払込済 出資金	経営森林面積	備考	
総数	組合 9	人 474	人 66	千円 66,582	ha 663		
由利本荘市	本荘市	蕨台	41	7	2,385	22	
		滝ノ沢	122	10	4,489	76	
		鮎瀬	68	10	3,138	20	
		柳生	25	8	7,414	41	
		湯沢	18	7	2,644	34	
		大築	24	4	2,558	24	
		鳥田目	29	7	7,946	46	
	岩城町	滝俣	44	6	12,627	60	
	鳥海町	平根	103	7	23,381	340	

注) 出典：平成30年度「森林組合の現況」秋田県林業木材産業課

### (5) 林業事業体等の現況

区 分	林業経営体①	木材卸売業② (うち素材市売市場)	木材・木製品製造業③		その他
			製 造 業	そ の 他	
由利本荘市	17	1	7	-	-
にかほ市	6		2	-	-
合 計	23	1	9	-	-

注) 1 出典：①2015世界農林業センサス「IV林業経営体 2組織形態別経営体数」  
 ②、③平成30年度版木材需給と木材・木工業  
 2 表中符号は次のとおりである。  
 「-」…該当のないもの。

### (6) 林業労働力の概況

(単位：人)

区分	計	森林組合	個人事業体	会社	その他
計	236	22	35	169	10
由利本荘市	171	22	32	113	4
にかほ市	65	0	3	56	6
全 県 計	1,351	211	100	1,030	10
県 対 比 %	17	10	35	16	100

注) 出典：森林整備課「林業事業体調査」

### (7) 林業機械化の概況

種別	番号	機械種名	摘要	単位	由利地域振興局	計	平均年間稼働率(%)
高性能林業機械	1	フェラーバンチャ	立木を伐倒する自走式機械	台	1	1	37%
	2	スキッド	けん引式集材専用トラクタ (一人作業が可能なもの)	台	0	0	—
	3	プロセッサ	枝払・玉切りする自走式機械	台	8	8	62%
	4	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切り機械	台	20	20	70%
		フォワーダ	積載式集材専用トラクタ (一人作業が可能なもの)	台	11	11	76%
	6	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式集材機	台	0	0	48%
	7	スイングヤーダ	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備	台	2	2	80%
	8	グラップルソー	巻き立て・玉切り機械	台	0	0	—

注) 1 出典：令和元年度「林業機械の保有状況調査」

### (8) 作業路等整備の概況

市町村	作業道作設延長 (m)	ha当たり延長 (m)
由利本荘市	1,481,564	21.08
にかほ市	265,894	23.31
計画区計	1,747,458	21.39

出典：令和元年度版秋田県林業統計

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$ 、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	700	740	1,440	713	566	1,279	102	76	89
針葉樹	624	740	1,364	666	494	1,160	107	67	85
広葉樹	76	-	76	47	72	119	62	-	157

##### (2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
12,300	4,111	33

##### (3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2,220	1,398	63	740	374	51	1,480	1,024	69

##### (4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km、実行歩合：%、改良：箇所

区 分	計 画	実 行	実行歩合
開 設	65.3	4.6	7
改 良	20.0	1.0	5
舗 装	30.1	0.0	0

##### (5) 保安施設の数量

###### ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	572	935	163	5	3	60
水源かん養	516	331	64	3	1	33
災害防備	28	600	2,143	1	2	200
保健風致	28	4	14	1	-	-

###### イ 保安施設地区の指定

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	面 積		
	計 画	実 行	実行歩合
-	-	-	-

###### ウ 保安施設事業

単位 箇所、実行歩合：%

種 類	箇 所		
	計 画	実 行	実行歩合
治山事業	67	42	63

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、道路、ダム、 工場等建設敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	合計
0	0	1	0	9	10

注）平成27年度～令和元年度の実績

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	官行造林	その他	合 計
0	0	0	0	0

注）平成27年度～令和元年度の実績

## 6 森林資源の推移

区分	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11・12齢級	13・14齢級	15・16齢級	17・18齢級	19・20齢級	21齢級以上	材積
総数	80,754	1,241	1,042	1,770	6,474	15,091	23,325	18,270	7,655	3,647	1,286	953	25,216
人育成単層林	48,225	908	687	1,435	5,705	12,135	15,552	7,886	1,993	1,216	492	215	20,376
人工育成複層林	314	7	8	40	13	46	108	47	22	14	3	7	115
第一期天然生林	48,539	915	696	1,474	5,718	12,180	15,660	7,933	2,015	1,229	495	223	20,491
第二期天然生林	144	3	7	2	7	35	38	19	28	4	0	0	21
第三期天然生林	1,151	8	2	0	2	89	385	333	188	115	19	9	170
林天然生林	30,921	315	337	293	747	2,787	7,242	9,984	5,424	2,299	772	721	4,534
計	32,215	326	346	296	756	2,911	7,665	10,336	5,640	2,418	791	730	4,725
総数	80,778	1,625	1,267	1,176	2,999	10,090	20,720	21,710	12,109	5,421	2,230	1,433	26,302
人育成単層林	47,542	890	882	871	2,451	9,066	15,402	11,542	3,745	1,469	848	376	21,300
人工育成複層林	514	1	6	40	14	15	160	189	56	16	10	8	175
第二期林	48,056	891	888	911	2,465	9,080	15,562	11,731	3,801	1,485	858	384	21,475
第三期天然生林	683	541	5	4	2	13	53	20	21	23	0	0	20
人工育成複層林	1,251	1	7	2	0	7	258	449	292	163	57	14	185
林天然生林	30,787	192	366	259	531	990	4,847	9,510	7,994	3,750	1,314	1,034	4,622
計	32,722	734	378	265	533	1,010	5,158	9,979	8,308	3,936	1,372	1,049	4,827
総数	80,819	2,282	1,241	1,042	1,768	6,473	14,795	22,519	17,678	7,327	3,455	2,239	27,008
人育成単層林	46,814	1,036	908	687	1,435	5,705	11,855	14,578	7,222	1,657	1,024	708	21,827
人工育成複層林	714	7	7	8	40	13	115	333	144	30	14	10	246
第三期林	47,529	1,036	915	696	1,474	5,718	11,969	14,911	7,367	1,687	1,038	718	22,073
第四期天然生林	1,311	1,167	3	7	2	7	35	38	19	28	4	0	27
人工育成複層林	1,351	8	8	2	0	2	89	451	418	231	122	29	198
林天然生林	30,629	78	315	337	291	746	2,702	7,119	9,875	5,381	2,292	1,493	4,710
計	33,291	1,245	326	346	293	755	2,826	7,608	10,312	5,640	2,418	1,521	4,935

(注) 総計、計は単位未満四捨五入のため、一致しない場合もある。

## 7 その他

### (1) スギ人工林間伐の目安

生産区分	植栽本数	伐期(年)	項目	年齢級													標準間伐回数	伐期目標				
				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		16	樹高(m)	胸高直径(cm)	材積(m <sup>3</sup> )	備考
良質材生産	3,000	50	間伐の時期	○	○		○	○	○									(回)	20.7	20.1	407	地位中
			間伐後の成立本数	2,560	2,300		1,960	1,570	1,150													
80	間伐の時期	○	○		○	○		○		○							(回)	28.9	30.6	586		
	間伐後の成立本数	2,560	2,300		1,960	1,570		1,150	800		530						7					
一般材生産	3,000	50	間伐の時期		△	○	○		○									4 (3)	21.2	29	553	中密度仕立
			間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790													
		80	間伐の時期		△	○	○		○			○						5 (4)	28.8	39.7	972	
			間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790		570											
2500	50	間伐の時期			△		○	○									3 (2)	21.0	28.1	570		
		間伐後の成立本数			1,700		1,190	860														
80	間伐の時期			△		○	○			○						4 (3)	28.7	38.6	1010			
	間伐後の成立本数			1,700		1,190	860		620													
疎密度仕立	2,100以下	50	間伐の時期			△		○	○								3 (2)	21.7	29.8	437		
			間伐後の成立本数			1,437		919	597													
		80	間伐の時期			△		○		○							4 (3)	29.7	42.5	742		
			間伐後の成立本数			1,437		919		581		374										
大径材生産	3,000	100以上	間伐の時期		△	○	○		○				○		○	○	7 (6)	33.6	48.4	841	100年	
間伐後の成立本数		2,080	1,520	1,100		790		570		400		300										

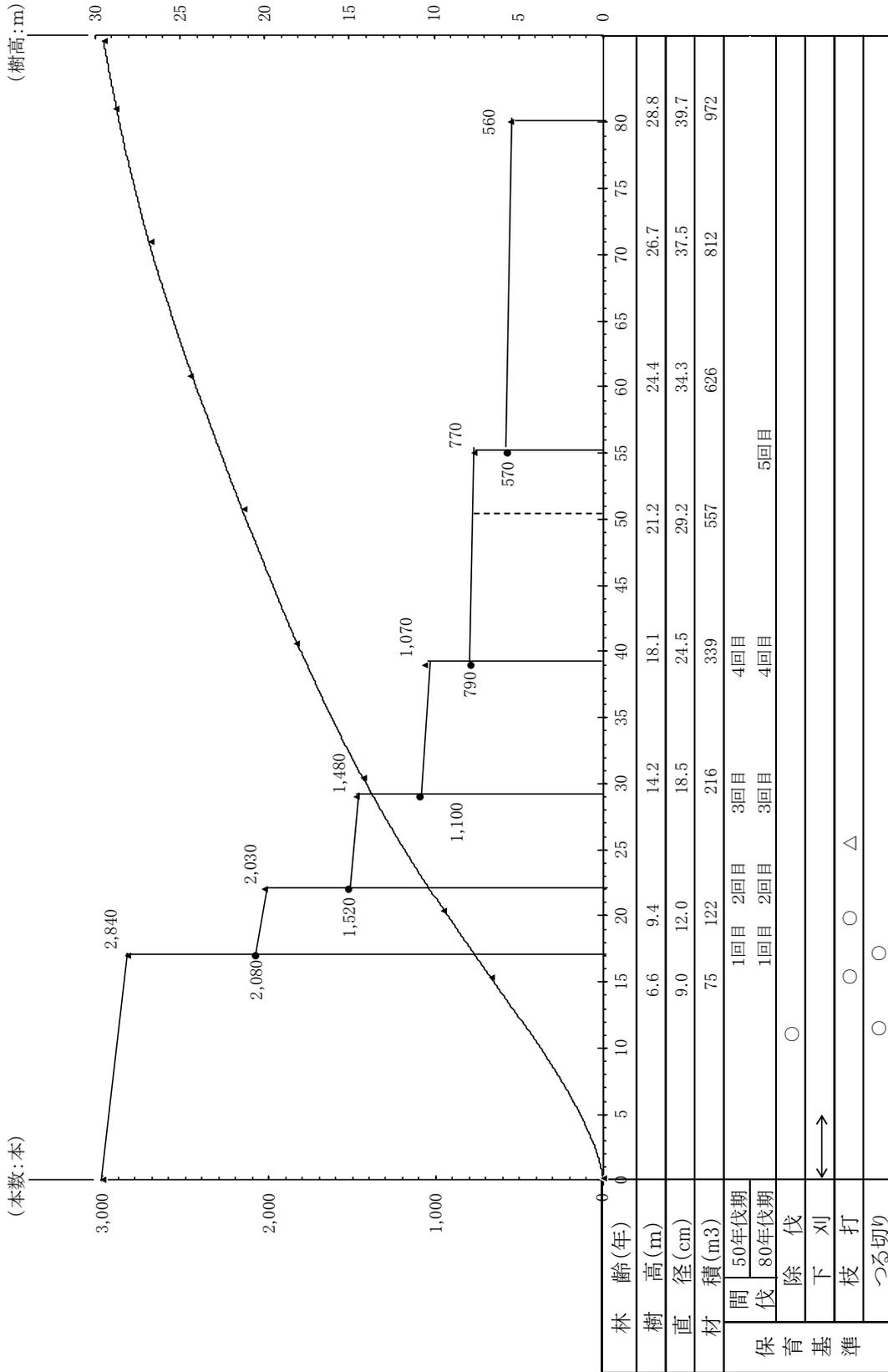
△：除伐の時期、回数を考慮して、初回間伐を実施。

※伐期目標はシステム収穫表LYCS汎用版（B種間伐、秋田地方スギ）を使用。

### (2) スギ一般材・良質材生産施業基準

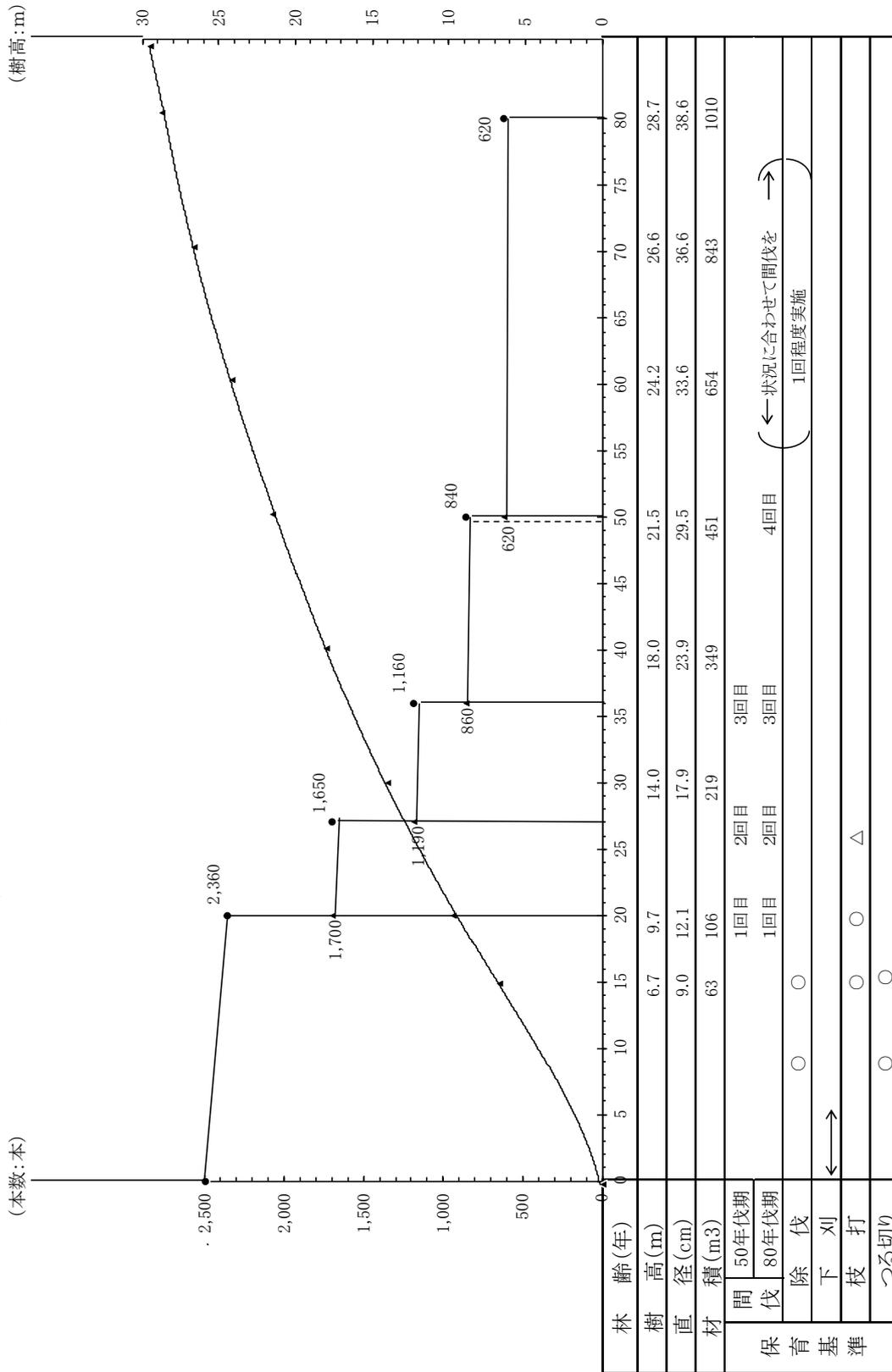
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数3,000本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数2,500本
- ・スギ一般材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数2,100本以下
- ・スギ良質材生産施業基準（中・長伐期（50年、80年））、植栽本数3,000本

スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))  
 植栽本数3,000本、地位中



(※ -----は50年伐期の場合)

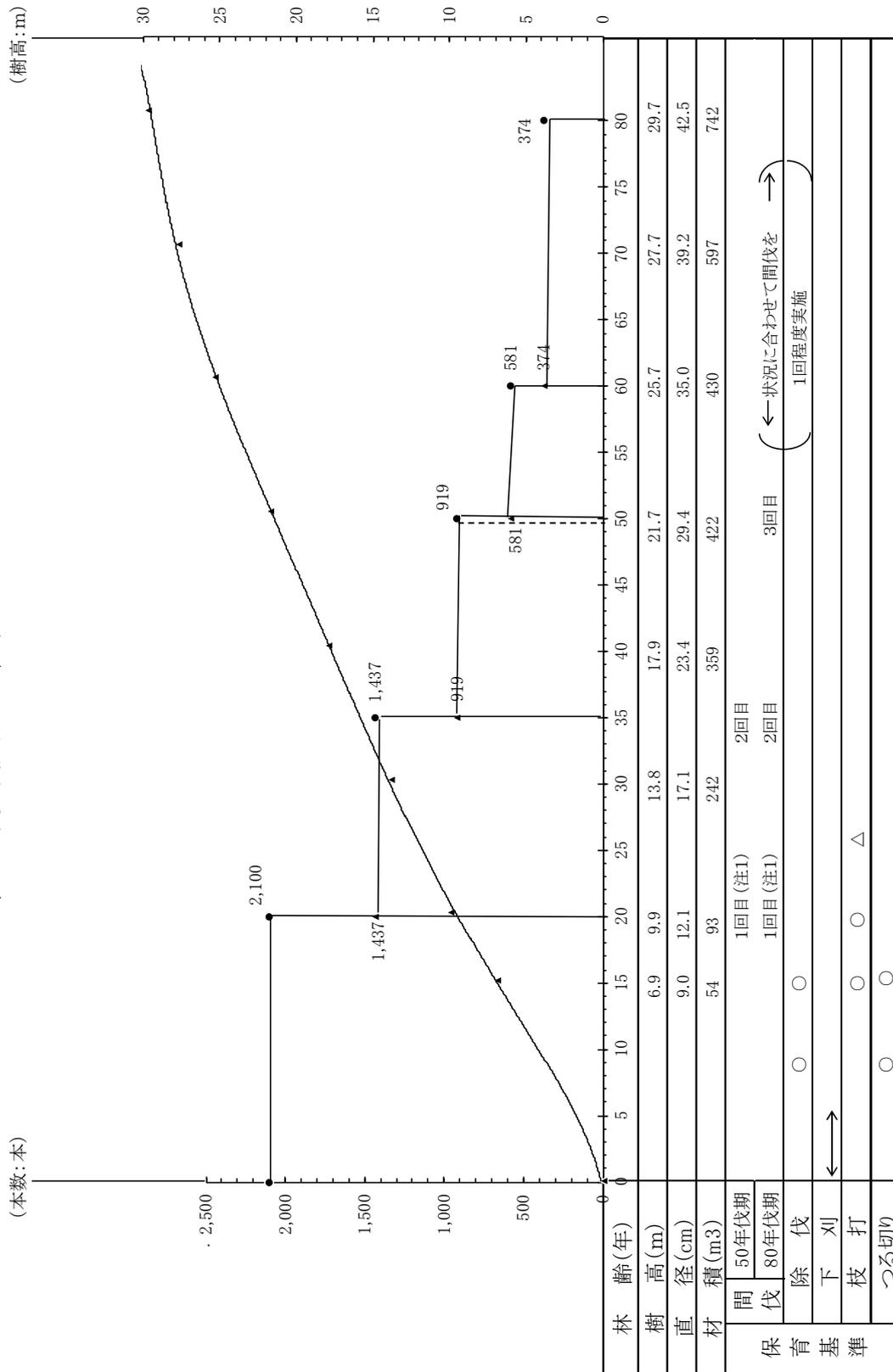
スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))  
2,500本植栽 地位中



(※ -----は50年伐期の場合)

スギ一般材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))

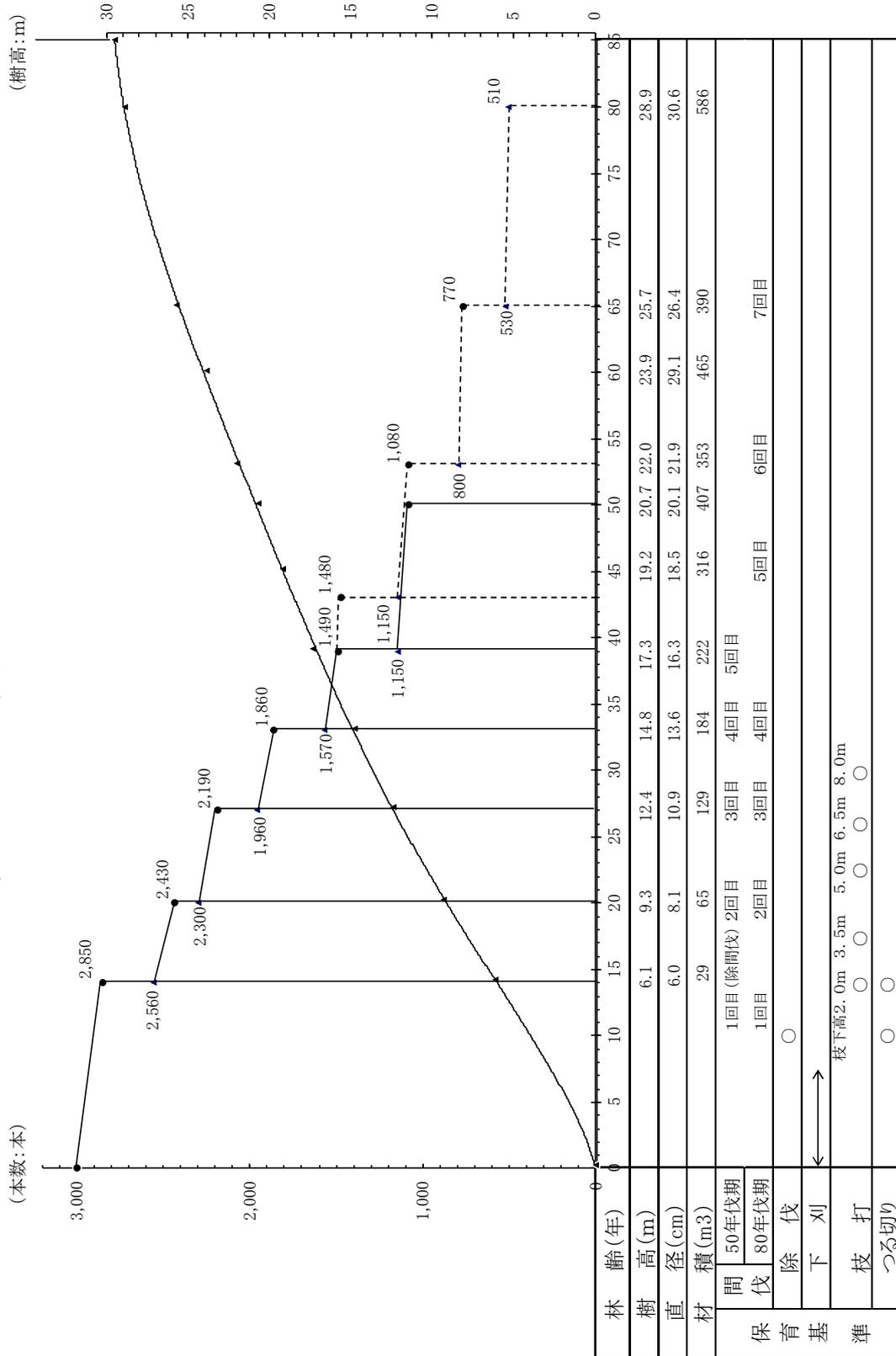
2,100本以下植栽 地位中



(注1) 植栽本数が2,100本を大幅に下回る場合は、1回目の間伐は省略する

(※) -----は50年伐期の場合)

スギ良質材生産施業基準(中・長伐期(50年、80年))  
3,000本植栽 地位中



(※ 間伐-----は80年伐期の場合)

### (3) 市町村等による森林の整備の推進

#### 1) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、民有林を対象に5年ごとに作成する10年間の計画であり、地域の森林の“マスタープラン”として森林林業関連施策の方向や、森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定められています。

森林所有者等は、この市町村森林整備計画に従った適切な施業や届出を行う必要があり、「森林経営計画」や「伐採及び伐採後の造林の届出」などを通じて、市町村は必要な指導・勧告を行います。

#### ①市町村森林整備計画の特徴

- ・すべての市町村が作成
- ・公益的機能別施業森林のゾーニングを実施し、推進すべき施業の方法を設定
- ・市町村内の路網整備の計画を作成し、図示化
- ・(准) フォレスター（県及び国有林）が計画作りをサポート
- ・10年間の計画
- ・地域の声を反映した計画づくりの実施
- ・市町村が必要な指導・勧告・助言の実施

#### ②市町村森林整備計画書の内容

市町村森林整備計画には、森林法第10条の5及び、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規程により、森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等が計画事項として記載されています。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

第2 造林に関する事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

V その他森林の整備のために必要な事項

### ③地域森林計画との適合（森林法第10条の5第4項）

市町村森林整備計画は、その内容が森林計画区を単位とした森林整備の目標に適合する必要があることや、林業従事者の要請・確保等市町村がその区域を越えて相互に調整を図るべき事項があることから、計画の策定に当たっては知事と協議を行い、地域森林計画との適合性を確保する必要があります。

地域森林計画に定める伐採や造林等に関する指針及び公益的機能別施業森林の区域の基準等は次のとおりとなっています。

#### 【地域森林計画との適合事項】

適合性を確保する計画事項	地域森林計画の記載事項
森林の立木の伐採に関する事項 (間伐木に関する事項を除く)	①立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ②立木の標準伐期齢に関する指針
造林に関する事項	①人工造林に関する指針 ②天然更新に関する指針 ③植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針
間伐及び保育に関する事項	①間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 ②保育の標準的な方法に関する指針
公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	①公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 ②木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
森林の保健機能の増進に関する指針	①保健機能森林の区域の基準 ②保健機能森林の区域内における施業の方法に関する指針 ③保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

## 2) 森林経営計画

### ①森林経営計画について

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画の対象とする森林が、1つの市町村の区域内にある場合は市町村の長、2つ以上の市町村の区域にわたり、かつ、1つの都道府県の区域内にある場合は都道府県知事、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣の認定を受けることが必要で、市町村が策定する市町村森林整備計画に適合した森林施業が進められるよう、森林の区分ごとに設けられている基準に合致していることが認定の要件になっています。

森林の施業が森林経営計画に基づいて計画的に行われることは、市町村森林整備計画等の達成が図られるばかりではなく、地域の森林施業の効率化や林産物の安定的な供給体制の整備につながり、地域の林業の振興に大きく寄与することが期待されます。

このように、森林経営計画に基づく施業を推進することの意義は大きいことから、市町村長は計画を作成、実行しようとする森林所有者等に対して必要な助言、指導などの支援を行うこととしています。また、認定された計画に従って施業を行うことにより、国の助成（森林環境保全直接支援制度、森林整備地域活動支援交付金）の対象となるほか、税制上の特例措置や、融資の特例などの支援措置を受けることができます。

### ②施業の実施に関する主な基準

#### 【植栽の実施基準】

主伐の実施後5年を経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽

#### 【間伐の実施基準】

市町村森林整備計画に定められた間伐の実施時期の間隔に従った間伐

#### 【主伐の実施基準】

機能区分	施業方法	主伐林齢の下限	皆伐面積の上限
水源涵養機能森林	伐期の延長を推進すべき森林	標準伐期齢+10年以上	連続して20ha以内
山地災害防止森林 快適環境形成森林 保健文化機能森林	複層林施業（択伐の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で30%以下の択伐
	複層林施業（択伐以外の場合）を推進すべき森林	標準伐期齢以上	伐採率材積で70%以下
	長伐期施業を推進すべき森林	標準伐期齢の2倍以上	連続して20ha以内
木材等生産林（公益的機能別施業森林の区域外）	単層林施業	標準伐期齢以上	連続して20ha以内

## ②計画作成の流れ

### 【森林の現況調査】

↓ 林班または区域内の森林を取りまとめるため、森林所有者、森林面積、樹種、林齢  
施業履歴、市町村森林整備計画におけるゾーニングの区分などを調べます。

### 【計画策定のための合意形成と計画書の作成】

↓ 森林所有者を把握したら、計画作成のための働きかけを行い、「林班または隣接する  
複数林班の2分の1以上」または「区域内で30ha以上」の森林を確保して、計画を  
作成します。

### 【計画書を市町村長に提出】

↓ 計画作成者は森林経営計画を開始する20日前までに市町村長に提出します。（複数  
の市町村にまたがる場合は30日前までに知事に提出、複数の都道府県にまたがる場合  
は60日前までに農林水産大臣に提出）

### 【認定の審査】

↓ 必要な書類がそろい、認定基準を満たせば認定されます。市町村長等は計画作成者  
に対して認定を通知します。

### 【計画に基づいて実行】

計画が認定されたら、計画作成者は計画に基づいて、所有森林や受託した森林の経  
営（施業及び保護）を行います。計画を変更する場合は、市町村長等の認定を受ける  
必要があります。森林経営計画を遵守していない場合は、認定が取り消される場合が  
あります。立木の伐採、譲渡または造林をした場合は、その実施状況について市町村  
長等へ届け出る必要があります。



## 8 用語の解説

	用 語	解 説
あ	秋田県水源森林地域の保全に関する条例	公共の用に供される水道水源地域などにおける森林の土地利用の適正化を図るため、平成 26 年 4 月に秋田県が制定した条例。民有林の中で水源森林地域を指定し、指定された地域の森林では、土地の売買等の 30 日前までに県への届出が必要。
	育成単層林(いくせいたんそうりん)	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手(植栽及び萌芽等)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持する施業が実施されている森林。
	育成複層林(いくせいふくそうりん)	森林を構成する林木を抜き切りにより部分的に伐採し、人の手(植栽、刈り払い、地表のかき起こし等)により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が実施されている森林。
	一貫作業システム(いっかんさぎようしすてむ)	伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。
	一斉林(いっせいりん)	樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齡林、単純林ともいう。
	ウッドファースト(うっどふぁーすと)	本県では、「コンクリートや化石燃料から木材へ転換する」ことを、ウッドファースト(木材第一主義)と位置付けている。
	うっ閉(うっぺい)	隣り合う林木の樹冠が相接してすきまがなくなった状態。
	枝打ち(えだうち)	節のない材を生産するため、樹木の成長にともなって計画的に樹木の下方の枝をナタや鋸等で除去する作業のこと。 枝打ちの目的には、無節材の生産や、死節を防ぐといった材の付加価値を高めることの他に、スギアカネトラカミキリ等の病虫害の防止などもある。
	枝下高(えだしたこう)	枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。
か	皆伐(かいばつ)	森林の林木の全部あるいは大部分を同時に伐採し、収穫する方法。
	かき起こし(かきおこし)	元々生育する樹木から種子が地表に落下した時に、容易に発芽・生育ができるよう、地表を耕耘してササ等を除去する作業。
	間伐(かんばつ)	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般的には除伐後、主伐までの間に育成や収穫の目的に応じて行われる。
	官行造林(かんこうぞうりん)	公有林野等官行造林法(大正 9 年 7 月 27 日法律第 7 号)に基づき、市町村有の林野等に国が造林し、その収入を国とその市町村等が分割取得するものである分収造林の一種。なお、この法律は昭和 36 年 5 月 19 日に廃止された。
	胸高直径(きょうこうちよっけい)	林分調査等で立木の材積を測定する方法の 1 つで、山側の地上 1.2m の位置で測定する立木の直径をいう。

用 語	解 説
経営管理意向調査(けいえいかんりいこうちょうさ)	市町村が経営管理権集積計画を定める場合に、経営管理権集積計画の対象となる森林の森林所有者に対して行う当該森林の経営管理の意向に関する調査。
経営管理権(けいえいかんりけん)	地域森林計画の対象となる森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)(木材の販売による収益(以下「販売収益」という。))を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利。
経営管理実施権(けいえいかんりじっしけん)	地域森林計画の対象となる森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等(販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利。
経営管理実施権配分計画(けいえいかんりじっしけんはいぶんけいかく)	市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画。
経営管理権集積計画(けいえいかんりけんしゅうせきけいかく)	市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画。
公益的機能(こうえきてききのう)	森林の有する多面的機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能など、木材生産機能を除く諸機能のこと。
高性能林業機械(こうせいのもりぎょうきかい)	現場で1台の機械で多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理したりできる林業用の機械の総称、機械の種類にはフェラパンチャ(伐倒)、プロセッサ(玉切り・枝払い)、ハーベスタ(伐倒、玉切り、枝払い)、タワーヤード(集材)、スキッド(集材)、フォワード(集材運搬)などがある。
更新(こうしん)  「天然更新(てんねんこうしん)」  「人工造林(じんこうぞうりん)」	森林を構成する樹木の世代交代のこと。 目的に達した成熟林分を伐採利用して、後継林分を育てること。 専ら天然力で後継樹を仕立てることで、種子が発芽して成長する場合(天然下種)と、幹の根元付近の枝(萌芽)が大きくなる場合(萌芽更新)がある。天然更新を成功させるため、発芽条件の改善、稚樹の補充、稚樹の保護、保育などの更新補助作業がある。  人の力によって、種子、苗木、さし穂等を造林地に定着させて仕立てられた林をいうが、ほとんどは苗木の植栽による。 これにより仕立てられた林は人工林である。

	用語	解説
	国有林（こくゆうりん）	森林法第2条第3項に規定される、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林。
	国立公園（こくていこうえん）	自然公園法に基づいて環境大臣が指定する大規模な自然公園で、国立公園は国が管理するのに対して、国立公園は、都道府県知事の申し出により、環境大臣が指定し、都道府県知事が管理する自然公園。
	混交林（こんこうりん）	2種類以上の樹種からなる森林で一斉林に対する森林の形態を言う。混交林は、性質の異なった樹種例えば針葉樹と広葉樹（針広混交林）が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
	コンテナ苗（こんてななえ）	根鉢が成型された鉢付き苗で、マルチキャビティコンテナによって育成される苗木。時期を問わず植栽できる利点がある。
さ	材積（ざいせき）	素材や立木の体積のこと。単位はm <sup>3</sup> （立方メートル）で表す。
	再造林（さいぞうりん）	人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹の人工の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽するもの。
	作業路（さぎょうろ）	伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて開設した低規格（全幅 2～3m程度）の作業用機械のみが通行する道で、作業終了後は原則として再び森林に戻る。
	砂防指定地（さぼうしていち）	砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のための一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。森林施業については、5ha以上伐採する場合は知事の許可が必要である。
	自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）	自然環境保全法に基づき原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域で、特別地区については、森林法上、制限林として位置付けている。
	自然公園（しぜんこうえん）	自然公園法に基づき自然景観の優れた区域として指定される国立公園、国立公園、都道府県立自然公園の総称。区域内の特別保護区や第1種～第3種特別地域は、森林法上、制限林として位置付けている。
	下刈り（したがり）	植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を刈り取ること。
	市町村森林経営管理事業（しちょうそんしんりんけいえいかんりじぎょう）	市町村が経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業。
市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）	森林法に基づき市町村長が5年ごとにたてる10カ年計画で、地域森林計画に適合させて、地域の森林・林業関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法を定める計画（参考資料7（3）参照）。	

	用 語	解 説
	収量比数(しゅうりょうひすう)	森林に成立する立木の混み具合を数字で表現するために用いられる指標。ある平均樹高の時のその林分がもてる最大の幹材積に対する現実林分の材積の比率を示している。
	主伐(しゅばつ)	利用期に達した林木を伐採すること。伐採方法としては、皆伐、択伐、傘伐(漸伐)等がある。
	小班(しょうはん)	同一の林班において、森林所有者、樹種、林齢、作業上の取り扱いなどが同一な森林ごとに細分される区画のこと。
	除伐(じよばつ)	植栽した林がほぼ、うっ閉した時に行う保育作業で、植栽樹種以外の樹種を取り除く作業をいうが、植栽樹種でも形質の劣る場合は合わせて除くこともある。
	人工林(じんこうりん)	人工造林(人の力で苗木や種子を造林地に定着させて仕立てる方法)によって人為的な方法により造成された森林。 天然更新や直播による場合もあるが、通常は人工造林によってできた林を指す。
	森林組合(しんりんくみあい)	森林組合法に基づき組織された森林所有者を組合員とする協同組合のこと。森林所有者の経済的・社会的地位の向上や森林生産力の増進を図ることを目的としている。
	<p>森林計画制度(しんりんけいかくせいど)</p> <p>「全国森林計画」</p> <p>「地域森林計画」</p> <p>「地域森林計画対象民有林」</p> <p>「地域森林計画対象外民有林」</p> <p>「市町村森林整備計画」</p>	<p>国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで森林の経営を規制する制度。具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。</p> <p>農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画。</p> <p>民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。</p> <p>森林法第5条に基づき知事が立てる地域森林計画の対象とする民有林をいい、伐採及び伐採後の造林の届出書、造林補助金、林地開発許可等の対象となる。</p> <p>森林法第2条に規定する森林であるが、地域森林計画の対象としない民有林をいう。</p> <p>森林法第10条の5に基づき、市町村長がその市町村内の森林について5年ごと10年を1期として立てる計画。</p>

	用 語	解 説
	森林経営計画(しんりんけいはいけいかく)	森林法第 11 条に基づき、森林所有者又は森林経営の受託を受けた者が、単独又は共同で面的にまとまりをもった森林を対象として作成する伐採、造林、路網整備、森林の保護等に関する 5 カ年の計画(参考資料 7 (3) 参照)。
	森林計画区(しんりんけいはいかく)	森林法第 7 条第 1 項の規定により、農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもので、全国で 158、秋田県では米代川、雄物川、子吉川の 3 森林計画区がある。
	森林認証(しんりんにんしょう)	持続可能な林業経営の推進と違法伐採木材の排除を図るために、一定の基準の下に第三者機関が認定した森林。
	森林法(しんりんほう)	森林の保続培養と林地生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする法律。森林計画や保安林など、森林に関する基本事項を定めている。
	森林簿(しんりんぼ)	地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊。
	森林計画図(しんりんけいはいかくず)	1/5, 000 の地形図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と整合している。
	森林基本図(しんりんきほんず)	空中写真等の図化成果を用いて作成した 1/5, 000 の地形図。
	森林施業(しんりんせぎょう)	森林を維持造成するために、森林に対して行う伐採、造林、保育等の作業を指すとともに、公益的機能を発揮させるという目的を達成するためにおこなう作業をいう。
	森林 GIS(しんりんじーあいえす)	森林地理情報システム (Geographic Information System) のことをいい、図面を介して森林の位置からいろいろな情報を得ることが出来るシステム。
	森林・林業基本計画(しんりん・りんぎょうきほんけいかく)	森林・林業基本法第 1 1 条に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に政府がたてる計画で、全国森林計画をはじめとする森林計画制度の基礎となる計画。森林の取り扱いや木材の供給などについての目標を定めている。
	制限林(せいげんりん)	森林法、自然公園法、砂防法等の法令により、立木の伐採が制限されている森林。
	成長量(せいちょうりょう)	樹木がある期間に成長した量をいう。通常は樹幹材積の成長した量(材積成長量)をいう。 1 年間に成長した量を連年成長量、現在までに成長した量を総成長量、その平均を平均成長量という。
	生産森林組合(せいさんしんりんくみあい)	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合が、組合員の森林経営の一部(施業、販売、購買など)の共同を目的とするのに対して、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。
	素材生産(そざいせいさん)	立木を伐採、搬出、玉切りし、丸太(素材)にする一連の作業をいう。

	用 語	解 説
た	大径材生産(たいけいざいせいさん)	天然秋田スギ資源の代替えになるような良質な大径材の生産を目指して、林齢 100 年以上で伐採する方法、理想的な伐期は 120～150 年であり、施業方法としては超長伐期施業とも呼ばれる。
	択伐(たくばつ)	成熟した森林において単木又は群状的に立木を伐採・収穫することをいうが、個々の樹木を健全に育てるとともに後継樹が順調に育つように伐採木を選んで伐採することもある。
	地位(ちい)	林地の材積生産力を示すもので、樹種毎に 40 年生時における樹高をもとにして 2m 区分で地位指数として表すこともある。
	地況(ちきょう)	位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。
	蓄積(ちくせき)	林分の材積の総量を指し、森林簿では施業番号ごとに m3(立方メートル)で整数表記している。
	地利(ちり)	林地が木材の運搬等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、木材市場や製材工場までの距離をランク付けて表す。
	鳥獣保護区(ちょうじゅうほごく)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るため、環境大臣又は都道府県知事が設定する区域。このうち、特に保護繁殖を図る必要がある区域が特別保護区であり、森林の伐採等の制限を受けるため、森林法上、制限林と位置付けられている。
	治山事業(ちさんじぎょう)	森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図る事業。具体的には、荒廃山地の復旧、荒廃危険地における災害の予防、地すべりの防止、水需給上重要な流域における森林の整備、都市近郊における生活環境の整備など。
	長伐期施業(ちょうばつきせぎょう)	通常より高林齢で主伐する施業のことをいい、一般的には標準伐期の 2 倍まで延長させる施業のこと。長伐期施業は成林状態が長くなるため、公益的機能の維持に効果があるほか、太い大径材を生産する目的でも行われる。
	つる切り(つるきり)	下刈りを終了した後に、樹木に巻き付くフジ・クズ等のつる植物をナタ等で除去する作業をいう。
	天然生林の更新補助作業(てんねんせいりんのこうしんほじょさぎょう)	天然生林は主として自然の力の活用により、次世代の樹木を生育させて保全・管理を行う森林のことで、更新補助作業は、天然更新を促すため、下刈り、枝条処理やかき起こし等の地表処理の作業を行うこと。
	特定保安林(とくていほあんりん)	保安林の指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林であって、その区域内に造林、間伐等の施業を早急に実施する必要がある森林が存在するもの。
	特用林産物(とくようりんさんぶつ)	森林からの産物のうち、建築資材、パルプなどの原料となる木材を除いたもの。きのこ類、くり・くるみなどの樹実類、わらびなどの山菜類、その他木炭、薪、漆などがある。
	土場(どば)	木材を森林から木材市場や工場まで搬出する過程で、一時的に丸太を集積し、貯木する場所のこと。

	用 語	解 説
な	ナラ枯れ (ならがれ)	カシノナガキクイムシという甲虫類の一種と、それに共生する菌によって、ナラ類 (コナラ、ミズナラ、カシワ等) の樹木が枯れる被害。
は	伐期齢 (ばっきれい) 「標準伐期齢」	施業目的に従い林分が成熟期に達して、主伐によって収穫する林齢をいう。 主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。
	伐採跡地 (ばっさいあとち)	林木を伐採した跡地のこと。
	伐採の届出 (ばっさいのとどけで)	森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により、森林所有者等は地域森林計画対象森林を伐採する場合は、伐採の 90 日から 30 日前までに、市町村長へ伐採届出書を提出することが義務付けられている。
	火入れ (ひいれ)	一般的には土地を肥やすため、山野の枯れ草や雑木などを焼くことをいう。
	幅員 (ふくいん)	道の幅のことをいい、車の通る幅を車道幅員といい、これに路肩を加えた幅を全幅員という。
	複層林施業 (ふくそうりんせぎょう) 「樹下植栽」 (じゅかしょくさい)	皆伐をせずに更新を行っていく施業のことで、複数の高さの林冠 (複数の樹冠により構成) を形成するため、複層林という。林冠層が 2 段の場合は 2 段林、2 段以上は多段林という。 複層林を造成するとき、上層木がある状態でその下に下層木を植栽する方法。
	保安林 (ほあんりん)	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させる森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り、目的の機能の維持・増進を図る。 保安林は森林法第 25 条第 1 項に掲げる指定の目的により、17 種とされている。
	保安施設地区 (ほあんしせつちく)	水源のかん養や災害の防備の目的のために、国又は都道府県が保安施設事業を行う必要があると認めたときは、農林水産大臣は保安施設事業を行うのに必要な広さと期間の限度において、森林・原野等を指定した地区。
	保育 (ほいく)	目的樹種の成長の障害となる他の植物を人手により取り除き、林木の生長を助ける作業をいう。 下刈り、雪起こし、除伐、つる切り等の作業がある。
	保育間伐 (ほいくかんばつ)	間伐材を林外へ搬出しない間伐 (切り捨て) をいう。
	ぼう芽更新 (ぼうがこうしん)	主に広葉樹で、伐採した後の切り株から発生する芽 (ぼう芽) を育てて森林を更新する作業。
母樹 (ぼじゅ)	天然更新に必要な種子を供給する親となる樹木。また、林木育種の観点からは、遺伝的に優良な選抜された個体を母樹と称している。	

	用 語	解 説
ま	松くい虫（まつくいむし） もしくは、松くい虫被害	松くい虫とは、松の枯死の原因となるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリという昆虫のこと。この昆虫がアカマツやクロマツを食害する時に、マツノザイセンチュウを寄生させることにより、松が枯れる被害を引き起こす。
	守るべきナラ林（まもるべきならりん）	ナラ枯れ被害を受けることにより、国土保全や景観、電線等のライフラインなどに重大な影響を及ぼすおそれがある森林公園、景勝地、道路そば等の森林。
	未立木地（みりゅうぼくち）	無立木地のうち、伐採跡地を除いた林地のこと。
	民有林（みんゆうりん）	森林法第 2 条第 3 項に規定される、国有林以外の森林。私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有）がある。
	木質バイオマス（もくしつばいおます）	バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。木材に由来するものを「木質バイオマス」といい、樹木の伐採や造材したときに発生する枝・葉などや、製材工場から出るオガクズなどがある。
	モントリオール・プロセス（もんとりおーる・ぷろせす）	1993 年にモントリオールにて、欧州を除く温帯林等諸国 12 カ国（カナダ、アメリカ、メキシコ、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ、ニュージーランド、オーストラリア、韓国、中国、ロシア、日本）で持続可能な森林経営を推進するための共通の基準・指標の作成を開始することに同意し、1995 年に 7 基準・67 指標を採択した。
や	UJI ターン（ゆーじえいあいたーん）	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
	要整備森林（ようせいびしんりん）	保安機能を確保させるため、特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
ら	裸地（らち）	樹木や草本（下層植生）が生えていない状態の土地。
	流域（りゅういき）	河川に降水を供給する区域（集水域）の総称。森林計画制度における流域は、より広義に効率的な森林の整備や木材の生産を行うための地域の範囲をいう。
	流域林業活性化センター（りゅういきりんぎょうかっせいかせんたー）	流域を基本単位として民有林・国有林が一体となって森林整備の管理水準の向上等を推進するために、設置された組織。県下の 3 流域に設置されている。
	立木（りゅうぼく）	森林法では土地に生立している、個々の木竹のことをいう。
	立木密度（りゅうぼくみつど）	単位面積当たりに生立している樹木の密度をいう。密度は本数で表す場合が多い。（本/ha）
	林業成長産業化地域（りんぎょうせいちょうさんぎょうかちいき）	地域の森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図ることにより、地元へ利益を還元し、地域の活性化に結びつける取組を推進するため、林野庁が平成 29 年 4 月、林業成長産業化創出モデル事業による「林業成長産業化地域」を全国 16 か所選定し、地域構想に基づく取組を支援する。 本県では、秋田県大館北秋田地域が選定された。

用 語	解 説
林業成長産業化地域(りんぎょうせいちょうさんぎょうかちいき)	地域の森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図ることにより、地元へ利益を還元し、地域の活性化に結びつける取組を推進するため、林野庁が平成 29 年 4 月、林業成長産業化創出モデル事業による「林業成長産業化地域」を全国 16 か所選定し、地域構想に基づく取組を支援する。 本県では、秋田県大館北秋田地域が選定された。
林業事業体(りんぎょうじぎょうたい)	森林所有者からの受託又は請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行う事業体の総称。森林組合、造林業者、素材生産業者等をいう。
林業専用道(りんぎょうせんようどう)	主として森林施業用の車両の走行を想定する道。 普通自動車(10t 積程度のトラック)及び大型ホイールタイプのフォワーダの走行を想定し、森林施業のため特定の人が必要最低限の構造を持ち、林道台帳により管理されているもの。
林地(りんち)	森林の土地の部分をいうが、木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的である。
林地台帳(りんちだいちょう)	地域森林計画の対象となっている私有林について、一筆の森林ごとに、その森林の土地の所有者等を記載した台帳。
林齢(りんれい)	林分が生立して経過した年数をいうが、人工林は更新年度(植栽年度)を1年生と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢(実際の年齢)とは異なる。天然林のような異なった年齢の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齢とする。
林相(りんそう)	森林を構成する樹種、林齢、大きさなどで表される森林の姿をいう。
林班(りんぱん)	森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で区画したものを「林班」といい、市町村の区域ごとにおおむね50ha程度で設定し、数字で表している。林班内を天然地形等で5ha程度に区画したものを「小班」といい、私有林は数字で表し、国有林は「い、ろ、は・・・」の文字で表している。
林分(りんぶん)	森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみを指す場合は「林木」という。
林木(りんぼく)	林分を構成している樹木のことをいう。
齢級(れいきゅう)	林齢を5年単位で区分したもの。Ⅰ齢級は1～5年生、Ⅱ齢級は6～10年生、以下同様に区分する。
路網整備等推進区域(ろもうせいびとうすいしんくいき)	森林整備の集約化と基幹路網の整備により、低コストの森林整備を推進する区域で、市町村森林整備計画において設定される。 ※基幹路網～森林の管理や整備・保全に必要な車道



